

令和6年度 第3回 門真市総合計画審議会 議事録

○日時	令和6年9月30日（月）午後1時00分～午後2時12分	
○場所	門真中町ビル3階 多目的ホール	
○出席者	橋爪 紳也	委員（大阪公立大学研究推進機構特別教授）
	森末 尚孝	委員（進陽法律事務所弁護士）
	岡田 進一	委員（大阪公立大学大学院生活科学研究科教授）
	田中 豊	委員（パナソニック オペレーショナルエクセ レンス株式会社総務センター総務部部長）
	玉野 裕子	委員（門真公共職業安定所所長）
	中村 浩一郎	委員（株式会社三井住友銀行公務法人営業第二部 公務法人営業第二部長）
	松宮 新吾	委員（追手門学院大学国際学部教授）
	山上 起男	委員（ソフトバンク株式会社公共事業推進本部 第二事業統括部自治体DX推進本部DX 推進二課担当課長）
	若林 孝男	委員（サンロール株式会社代表取締役）
	鷺見 英利	委員（株式会社官民連携事業研究所代表取締役社長）
	篠永 幸恵	委員（公募市民）
	高橋 敏夫	委員（公募市民）
	山田 幸彦	委員（守口市門真市消防組合消防本部 消防長）
○事務局	企画財政部長	大矢 宏幸
	企画財政部次長	北井 孝代
	企画財政部企画課長	船木 慎二
	企画財政部企画課課長補佐	松本 雄一
	企画財政部企画課主査	濱岡 大祐
	企画財政部企画課主査	牧野 陽
	企画財政部企画課主査	岸 ケニー龍之介

1 開会

司会

本日はご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。司会を務めます、企画財政部企画課長の船木と申します。定刻になりましたので、ただいまから第3回門真市総合計画審議会を開催いたします。

本日は、委員18名中13名がご出席いただいております、門真市総合計画審議会規則第5条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

本日、青瀧委員、西川委員、中吉委員、谷掛委員、渡邊委員は、都合がつかせせず、ご欠席でございます。

なお、後日、議事録を作成するために、会議の様態を録音いたしますので、よろしくお願ひします。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。

資料は

- 1点目 会議次第
- 2点目 資料1 第2回門真市総合計画審議会での意見と対応
- 3点目 資料2 門真市第6次総合計画改訂版 基本構想(案)新旧対象表
- 4点目 資料3 門真市第6次総合計画改訂版 基本構想(案)
- 5点目 資料4-1 門真市第6次総合計画改訂版 基本計画総論(案)
- 6点目 資料4-2 門真市第6次総合計画改訂版 基本計画各論(案)
- 7点目 資料5 施策の成果を測る指標
- 8点目 資料6 門真市第6次総合計画改訂版(案)に対する意見募集について
- 9点目 資料7 令和6年度門真市総合計画審議会委員名簿
- 10点目 参考資料1 門真市デジタル田園都市国家構想総合戦略(案)
- 11点目 参考資料2 門真市パブリックコメント手続制度要綱
- 12点目 参考資料3 門真市第6次総合計画改訂にかかる市民意識調査報告書

の12点ですが、紙資料として、第6次総合計画の冊子をお配りしておりますので、計13点でございます。

資料につきましては、後ほど順次、議事進行の中で使わせていただきますので、よろしくお願ひします。

もし、不足の資料がございましたら、お申し出ください。

本日の案件は、次第に記載のとおり、

「門真市第6次総合計画改訂版の基本構想(案)について」、
「門真市第6次総合計画改訂版の基本計画(案)について」、
「門真市第6次総合計画改訂版(案)のパブリックコメントの実施について」、の3件であります。

それでは、以後の議事進行につきましては、橋爪会長より次第に沿って順次進めていただきます。

では、橋爪会長よろしくお願ひいたします。

2 議事

案件1 門真市第6次総合計画改訂版の基本構想(案)について

会長 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。
 まず、案件1、「門真市第6次総合計画改訂版の基本構想(案)について」であります。事務局から説明願います。

事務局 企画課課長補佐の松本でございます。
 お手元の資料1をご覧ください。
 令和6年8月8日に開催しました第2回門真市総合計画審議会
 で審議いただき、委員のみなさまよりご意見をいただきましたので、その一覽と対応について記載しております。
 なお、第2回審議会をご欠席された委員のみなさまからの意見はございませんでした。
 それでは、第2回審議会での意見と対応について上から順にご説明いたしますので、主な意見の欄と対応の修正後の欄をご覧ください。修正部は下線部となります。

 1番について、「子育て」に関する記載はあるが、「出産」に関する内容を記載してはどうかとの意見への対応として、第1章、第1節、「人口減少時代への突入」の見出しの3つ目、「人口減少時代においてもバランスのとれた年齢構成が重要」の後段にある「若い世代や子育て世代の定住を促進し、」の後に「それぞれの希望に応じて子どもを産み育てられる環境を整備し」を追記しております。

 2番について、近年トピックとなっている「感染症」や「猛暑」に関して記載してはどうかとの意見への対応として、第3節「まちづくり」の見出しの1つ目、「安全・安心に対する意識の高まり」の第1段落の記載を修正後欄の記載のとおり修正しております。

 3番について、災害時の備えや他市との連携等について記載してはどうかとの意見への対応として、第3節「まちづくり」の見出しの1つ目、「安全・安心に対する意識の高まり」の後段「災害や犯罪に強いまちづくりをさらに推進するため、市役所や市民、地域、事業者、消防、警察」の後に、「また、必要に応じて近隣市等とも連携を図り」を追記しております。

 4番について、庁舎の建て替えについて、記載してはどうかのご意見への対応として、第3節「まちづくり」の見出しの2つ

目、「インフラの老朽化対策」の中段「長期的視点をもったサービス提供を実施しつつ、維持し続けられる最適な施設総量に再編するため、令和6年3月に門真市公共施設再編計画を策定しました。」の後に、「災害時の拠点となる庁舎エリアについては、防災性の向上や居住環境の改善を図るため市街地の再整備に取り組み、現在、防災機能を有する広場の整備及び老朽化した市庁舎の建替えを進めているところです。」を追記しております。

5番について、人と人とのつながりを持つことの重要性等を記載してはどうかとの意見への対応として、第10節「地域コミュニティづくりと協働・共創の推進」の1段落目「地域の担い手不足に加えて、人と人とのつながりがますます希薄化しており、防災、防災、子育て、介護など」の後に「多方面における」を追記し、「地域の支え合い・助け合いの機能が低下することが懸念されており」の後に「人と人とのつながりを実感できる地域づくりや」を追記しております。

6番について、地域コミュニティの中心的役割を担う社会福祉協議会やNPO法人等について記載してはどうかとの意見への対応として、第10節「地域コミュニティづくりと協働・共創の推進」の2段落目「新たな住民自治の仕組み作りが進んでいます」を「新たな住民自治の仕組み作りが進むとともに、社会福祉協議会や市民公益活動団体など地域で活動する団体による地域づくりも進んでいます。」に修正しております。

7番について、公民連携デスクの設置だけでなく、基本構想期間の将来を見通した書き方をすべきではないかとの意見への対応として、第10節「地域コミュニティづくりと協働・共創の推進」の後段「今後においても、協働・共創の推進による地域の活性化が求められています。」を「今後においても、協働・共創を推進し、多様な主体とともに地域課題の解決、ひいては新たな価値の創出に取り組み、地域を活性化することが求められています。」に修正しております。

次に、資料2をご覧ください。

ご説明しました第2回審議会でのご意見への対応に加えて、9月12日に開催した庁内会議での意見を踏まえた修正や文言の微調整を行い、改訂案欄のとおり改訂案を作成し、新旧対象表でまとめた資料となります。

左から、現文、第2回審議会時点、改訂案の順に並べており、1つ左の欄の記載内容と比べて変更のある箇所を下線で表しております。

次に、資料3をご覧ください。

こちらは、修正箇所を反映した基本構想で、第2回審議会以降の修正箇所を水色塗りつぶしで表しております。

審議会での意見に対する修正箇所以外で、新たに修正を加えた部分について、軽微な文言修正等は除いて、ご説明いたします。

資料2の1ページをご覧ください。

第1部、はじめに、計画の概要の1つ目のタイトル、「第6次総合計画策定の趣旨」を「第6次総合計画改訂版策定の趣旨」に修正しております。

番号の1番について、改訂案では、第6次総合計画の策定や期間、まちの将来像、協働・共創に関するなどを追記しております。

2番について、新型コロナウイルス感染症や国際情勢、物価高騰に関するなどを追記し、「基本構想」に掲げる「まちの将来像」は継承し、「基本構想」・「基本計画」を実情に即した内容へと改めた『門真市第6次総合計画改訂版』を策定しました。」に修正しております。

3番について、「本計画の改訂版の策定にあたっては、「令和6年度市民意識調査」からの意見をもとに市民の実感や現状の課題を把握し」に表現を修正しております。

4番について、「国の「デジタル田園都市国家構想」の考え方を取り入れ、地方創生の趣旨や内容を取りまとめており、「地方版デジタル田園都市国家構想総合戦略」としての要件を満たしていることから、「門真市デジタル田園都市国家構想総合戦略」を包含する計画として、一体的に策定しています。」に表現を修正しております。

門真市の魅力、①抜群に優れた交通利便性の項目、8番について、バス路線の統合・廃止などを踏まえて、「京阪バス・近鉄バスによる路線バスが運行されています。」に修正しております。

2ページをご覧ください。

門真市の魅力、③人の温かさ残るまちの項目、10番について、冒頭部分を「令和6年度市民意識調査によると、76.0%の市民が「人と人との支え合いが実感できる」と回答されました」に修正しております。

8ページをご覧ください。

トピックスの82番について、新しく大阪・関西万博に関する項目を追加しておりましたが、その表現を、「令和7（2025）年に開催される大阪・関西万博は、最先端技術など世界の英知が結集し

、新たなアイデアを創造・発信、国内外からの投資拡大、交流活性化によるイノベーションの創出、地域経済や中小企業の活性化、豊かな日本文化の発信のチャンスを実現する場です。

国内外から多くの人を訪れる万博は、本市のもつ魅力を国内外へ発信し、万博開催後の地域の活性化を図る絶好の機会と捉えており、市民団体や企業と連携し、万博を盛り上げていきます。」に修正しております。

9ページをご覧ください。

第2章「まちの将来展望とまちづくりの方向性」、第3節「まちづくりの方向性」の見出しの2つ目「門真市を取り巻く住環境が大きく変化」の98番について、大規模商業施設等の開業や外国人も含めた来訪者数の増加、生涯学習複合施設、義務教育学校、門真住宅建替えに伴う余剰地活用について、追記しております。

以上が新たに修正を加えた部分となります。

この審議会の後、資料3の基本構想（案）をもって、10月4日からパブリックコメントとして市民のみなさまからの意見公募を行う予定でございます。

なお、パブリックコメントでは、基本構想（案）に加えて、基本計画（案）と、この第6次総合計画改訂版に包含するとしている「門真市デジタル田園都市国家構想総合戦略（案）」も含めて、「門真市第6次総合計画改訂版（案）」として意見公募を行う予定にしております。

説明は、以上でございます。

会長 事務局からの説明は終わりました。ご意見・ご質問のある方は挙手願います。

前回審議会の意見を踏まえて修正されていますので、前回発言された委員の方は意図通りに修正されているか確認いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

一同 意見なし。

会長 それでは、質疑もないようですので、門真市第6次総合計画改訂版の基本構想（案）については、事務局案のとおりとします。表現の修正等がある場合は会長の私と事務局にて調整ということでご一任いただければと思っております。

進め方について、事務局より何かありますでしょうか。

事務局 会長からありましたように、表現やグラフなどの微修正など必要な調整は会長にご相談させていただき、パブリックコメントに向けて進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

案件2 門真市第6次総合計画改訂版の基本計画（案）について

会長 次に、案件2、「門真市第6次総合計画改訂版の基本計画（案）について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、基本計画（案）と、参考として総合戦略（案）についてご説明いたします。

資料4-1をご覧ください。基本計画は総論と各論の構成となりますが、こちらは基本計画総論の改訂案になります。

資料は、現在の総合計画からの修正箇所を黄色塗りつぶしで表示しております。

1ページをご覧ください。

総論は、基本的に策定時の内容のままとしておりますが、5番の「総合戦略との関係」について、記載内容を時点修正しており、総合計画改訂版が、国のデジタル田園都市国家構想を踏まえた、「門真市デジタル田園都市国家構想総合戦略」を包含した計画になっていることを記載しております。

続いて、基本計画各論の改訂案についてご説明いたしますが、その前に、総合計画冊子の48、49ページをご覧ください。

施策の体系についてですが、改訂方針において、施策の体系及び体系の名称は、原則として改訂の対象外としておりましたが、国において、母子保健及び児童福祉の連携を深め、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う、「子ども家庭センター」の市町村への設置に努めることが示され、本市においては、設置に向けて検討を進めているところです。

これらを踏まえ、今回の改訂において、行政分野の3番「健康管理分野」の2「母子保健の充実」を、行政分野の1番「子育て分野」に移動し、子育て分野の基本施策を1番「みんなで支え合う子育て環境づくり」、2番「母子保健の充実」、3番「子育て世帯への支援」、4番「就学前教育・保育の充実」の4つとし、健康管理分野の基本施策を1番「生涯を通じた健康づくりと病気の予防対策」、2番「健康保険制度の適正な運営」の2つとしております。

次に、総合計画冊子の50、51ページをご覧ください。

基本施策別の記載内容の見方になっており、基本施策ごとに見

開き 1 ページで作成しております。

まず、右端に行政分野名と基本施策名を記載しております。

続いて、基本計画各論の記載項目について、ご説明いたします。

見開き右上にある「めざすべき方向性」についてですが、施策が展開されることで、市民の暮らしやまちの状態がどのようなことをめざすのかを記載しております。

見開き右側中段の「施策をとりまく社会状況」は、社会の状況や施策に関連する国の制度・政策の動向について記載しております。

「本市の状況」は、本市の現状や現在行っている取組などを記載しております。

「将来の見通し」は、将来の状況や見通しを記載しております。

見開き右下にあります「施策の成果を測る指標」は、施策の成果を測るために設定した指標と目標値を記載しております。

なお、「施策の成果を測る指標」は、資料 5 に一覧としてまとめております。

見開き左上の「求められていること」は、「めざすべき方向性」に向けて、求められていることなどをその根拠とともに記載しております。

見開き左中段の「実施方針」は、「めざすべき方向性」に向けて、本市が取り組む方針を記載しております。

見開き左下の「みんなが協力できること」は、「めざすべき方向性」に向けて、地域の団体等を含む市民や事業者などが協力できることを記載しております。

見開き左一番下にある「関連計画／関連条例」は、施策に係る計画及び条例を記載しております。

資料 4-2 をご覧ください。

基本計画各論の改訂案になります。先ほどご説明した基本計画各論の記載内容について、現在の文章との新旧対象で表しており、「改訂案欄」の下線部分が改訂箇所となります。

基本計画各論については、資料 4-2 のとおり、社会経済情勢や本市の状況などを踏まえ、庁内会議等での意見を踏まえ、改訂しております。

それでは、各分野ごとに大まかな修正内容をご説明いたします。分野ごとのシートをご覧ください。

まず、子育て分野です。1 ページをご覧ください。

この間のこども家庭庁設立に伴う国の動きを記載するとともに、市の実施してきた事業内容について追記しております。

施策の成果を測る指標については、1-2「母子保健の充実」の乳幼児の健診受診率が策定時から若干下がっております。また、1-4「就学前保育・教育の充実」の「年度末時点の保育所等の待機児童数が205人から4人と大幅に改善しております。

子育て分野については以上でございます。

次に、教育分野です。5ページをご覧ください。

個別最適な学びと協働的な学びを実現する令和の日本型教育についての動きや学力向上への取組のほか、SNSトラブルのことなど生徒の健全育成について、追記しております。また、学校の適正配置や学習環境の改善についても記載しております。

施策の成果を測る指標については、2-1「学校教育の推進」の全国学力・学習状況調査の標準化得点において、策定時から改善しており、引き続き、全国平均越えを目指す目標としています。

2-2「児童・生徒の健全育成」の自己肯定感に関する指標が策定時から改善しています。

次に、健康管理分野です。8ページをご覧ください。

新たな感染症が発生したときに、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ対応し、また、デジタルを活用した健康管理について追記しています。また、国民健康保険については、現状に合わせた記載としております。

施策の成果を測る指標については、ほとんどの数値が策定時の現状値と比べ、若干下がっていますので、目標値達成のため、引き続き取組をすすめていきます。

次に、福祉分野です。10ページをご覧ください。

各施策において現状を反映した記載にしております。特に、高齢福祉においては、介護予防を推進し、適正な介護給付としていくこと、また、障がい福祉においては、医療的ケア児（者）に対する支援について追記しております。

施策の成果を測る指標については、4-1「地域福祉の推進」の福祉関係者や関係機関の相互の連携状況について、地域福祉計画のアンケート項目の変更により数値が取れなくなったことから、小地域ネットワーク活動件数に変更しております。また、4-2「高齢者への支援」の認知症サポーター養成者数はわかりやすく累計と追記し、前期高齢者の要支援・要介護認定率は策定時より高くなっているため、引き続き介護予防等に取り組んでいきます。

次に、まちづくり分野です。14ページをご覧ください。

策定時からこれまで、市内各所で取り組んでいる密集市街地整備、道路・公園整備、交通対策等の状況を追記しています。

施策の成果を測る指標については、5-1「まちの顔づくり」において、地震時に著しく危険な密集市街地の面積が策定時の137haから63haと74ha減少しています。

5-4「公共交通の充実」のコミュニティバスの年間利用者数については、京阪バスによるコミュニティバスが廃止となったため、「バスや鉄道などの公共交通機関が利用しやすいと感じる市民の割合」に変更いたしました。

次に、環境分野です。19ページをご覧ください。

国の動きに合わせ、脱炭素社会へ向けた記載内容に改め、また、ごみ処理施設の広域化に向けた取組を追記しております。

施策の成果を測る指標については、6-1「地球環境保全」の市民一人一日当たりのごみ排出量、温室効果ガスの総排出量は策定時から減少しています。6-2「生活環境保全」の清掃活動の参加者数については、策定時から減少しています。

次に上下水道分野です。22ページをご覧ください。

今後も上下水道施設の耐震化に取り組んでいく旨記載しております。

施策の成果を測る指標については、ほとんどの指標が策定時の現状値から改善しております。

次に、地域振興分野です。24ページをご覧ください。

自治会、地域会議、市民公益活動団体の現状について改め、外国籍市民の現状について追記しております。

8-2「市民公益活動と協働・共創の促進」の実施方針に「公民連携の推進」を追加し、施策の成果を測る指標の市民公益活動支援センター相談回数について、同センターを廃止するため、「大学・企業との包括連携事業実績数」に変更しました。

施策の成果を測る指標については、8-1「地域の絆づくりとコミュニティの活性化」の、地域の活動に今後参加したいと考えている市民の割合や、8-2「市民公益活動と協働・共創の促進」のNPO法人やボランティア活動に参加している人の割合が策定時より減少しており、地域活動の活性化に向けた取組が必要だと感じております。

次に、産業振興分野です。29ページをご覧ください。

人材不足、脱炭素化、デジタル化などの地域産業の操業状況の変化を追記し、また、多様な人材が働きやすい職場環境整備を推進していることを追記しています。

施策の成果を測る指標については、9-1「地域産業の強化と発展」の市内に事業所を有する全産業における付加価値額について

は、策定時から減少していますが、ものづくり産業に特化すると、付加価値額は上がっています。

次に、地域教育振興分野です。31ページをご覧ください。

令和7年度末に完成する生涯学習複合施設や今後再編する生涯学習新施設など施設整備について追記し、文化・スポーツについて策定時からの市の動きを追記しております。

施策の成果を測る指標については、10-1「地域教育環境の充実」の生涯学習活動をしたことがある人の割合が策定時より改善しております。

10-2「暮らしに息づく文化芸術の推進」の文化関係のサークル活動や団体に参加している市民の割合、10-4「市民スポーツの振興」のスポーツ・レクリエーション事業参加者のうち、過去1年間に全くスポーツ・レクリエーション活動をしなかった人の割合は策定時より減少しております。

次に、危機管理分野です。35ページをご覧ください。

避難所物資の拡充や市の治安に関することについて現状に合わせた記載に改めております。

施策の成果を測る指標については、11-1「危機管理と災害時対策」の災害協定締結数は52で目標値の45を達成したため、目標値を60に修正しました。11-2「市民の危機管理意識の向上」の門真市の刑法犯認知件数は策定時から改善されておりますが、新型コロナウイルス感染拡大期の2021年の1,076件からは増加傾向でありますので、引き続き防犯カメラや防犯灯の設置など体感治安の向上に向けた取組を推進していきます。

次に、行政管理分野です。38ページをご覧ください。

行政デジタル化の対応や市の情報発信、公共施設の再編について現状を追記しています。また、12-3「シティプロモーションによる定住促進」の実施方針に門真市ふるさと大使によるプロモーションを追記しました。

施策の成果を測る指標については、12-2「広報・情報発信の充実」のX(旧twitter)のフォロワー数が策定時の1,192人から6,100人となり、目標値を達成しましたので、目標値を6250人と修正しました。12-3「シティプロモーションによる定住促進」の20～30代の転出超過数は、策定時の380人から73人と改善しております。

以上で基本計画各論の説明は終わります。

続いて、門真市デジタル田園都市国家構想総合戦略(案)についてご説明いたしますので、参考資料1をご覧ください。

改訂方針や基本構想にも記載しておりますが、総合戦略につい

ては、総合計画改訂版に包含する形で策定することとしており、主に総合計画との関係を記載しております。

総合戦略の目標や基本的方向は、総合計画と一致させ、総合計画と同様に、すべての基本施策を総合的かつ体系的に実施することで、総合戦略の目標を達成することとしております。

説明は、以上でございます。

会長

事務局からの説明は終わりました。

骨格の変更はないとのことでしたが、こども家庭センターの設置に向けて、記載の場所を変更や各論につきましては記載方法を変えている箇所があります。

一部、目標達成済みの数値目標も変更をしています。分野が多岐に渡っていますので、各委員のご専門に基づいて、書き方などについてご質問やご意見をいただきたいと思っております。

また、デジタル田園都市総合戦略については、総合計画との関係を記載しているということでご確認いただければと思います。

委員

施策の成果を測る指標で、2つの指標が気になっています。

資料5の「26. 障害者差別解消法を知っている市民の割合」は、策定時18.5%、実績値20.6%で、目標値が60%と3倍の数値となっています。

理想論としてはわかりますが、意識というのは啓発活動をしたとしてもそう一気に上がるものではありません。専門分野から言うと、気づきがあって、共感があって、そして理解があってはじめて意識が変化するものなので、そのプロセスにはかなり時間がかかります。

現在の実績を見ても、策定時の令和元年から現在までの6年間で約2%しかあがっていないものを、この10年で3倍とするのはあまりにも目標値を上げすぎているのではないのでしょうか。

事務局にお任せしますが、まずは40~50%を目標にされてそこからではないかと思っております。

同じように言えることが、「55. NPO活動やボランティア活動に参加している市民の割合」でもありまして、数値を見ると策定時から実績値までの数値が下がっています。もちろんやっていただきたいということはあると思いますが、下がっているものを回復するのが先決で、60%とするのは難しい状況かと思っております。

労働環境との兼ね合いから参加しにくいということも考えると10年後に60%というのは少し現実離れた目標設定ではないかと

思います。むしろ、10年間で確実に達成可能な数値を設定いただければと思います。

事務局 策定時に指標の目標値をどのように設定するかという話がありました。

指標に意識調査を用いたものの目標値については統一して、「現在値÷2+50%」という設定としており、改訂版においてもその考え方を踏襲し設定しております。

委員 その目標値の設定には何か根拠があるのでしょうか。

事務局 意識調査関係の指標について、希望として将来的には100%にもっていきたいという思いから、少なくとも10年間で50%は超える必要があるという前提のもとで作成したと記憶していますが、改めて当時の考え方を確認してお伝えしたいと思います。

会長 根拠がこの場で確認できませんので、メールでお送りいただくか、次回会議で示すなどしていただきたいと思います。

また、ご指摘ありましたが、なかなか達成が難しいだろうというものの数値を変更する場合は、何らかのルールや考え方を示すのか、項目ごとにおおよその目標値を設定するのか、その辺りについて事務局としてはいかがでしょうか。

事務局 個別にするよりは、統一的な設定の仕方が必要であるという前提になっていたと思いますので、そのような決め方をしたいと思っております。

委員 専門分野のものからすると意識というのはなかなか変えにくいと思います。人数等は上がっていくことが考えられますが、意識は時代の様々な社会的背景もあるので、上げるにはかなりの努力が必要だと思います。

我々も介護保険福祉計画や障がい者福祉計画の数値目標を立てていますが、毎年上がらないというジレンマがあります。特に意識に関する目標については、あまり高い数値ではなく若干低めの50%ぐらいでもいいのではないかと思います。

事務局 ご意見を参考にさせていただきます。

会長 ご意見を踏まえて検討して参りたいと思います。その他いかがでしょうか。

委員 冊子の説明が冒頭にありましたが、改訂版はWEBで公開すると以前に案内があったと思いますが、この冊子がPDFとなってそのまま掲載されるのでしょうか。

事務局 冊子の作成はします。
今回は冊子の作成と、そのデータをPDF化してHPへの掲載を予定にしております。

会長 その他いかがでしょうか。

委員 総合計画の実績値について、今回は策定時から5年が経過という事で、令和2年度から令和6年度までの数値が書かれていて、この差分は成果であり課題であると思いますが、数値だけをさらっと入れ替えてしまうにはもったいない気がしています。
何らかのまとめをされるのか教えていただきたいと思います。

事務局 総括をするかどうかということについて、現時点では考えていません。
資料5にある通りの実績について、見せ方をどうするのかというのがありますが、この審議会資料は今後HPに公開されるのと、庁内職員については、この内容を照会しているため、この5年間の推移は理解しているかとは思いますが、対外的にはどこかで紹介することも検討していきたいと思います。

委員 ものによっては、頑張っているなど感じられるものがありますので、うまくアピールしていただければと思います。

事務局 ありがとうございます。

会長 ご指摘がありましたので、数値目標を変えている点に関しては、まとめて書くのか個別で記載するのかなど工夫は必要だろうと思いますが、変更した理由などをいずれかに記載するようにお願いします。

事務局 はい。

委員 保育所の待機児童の数値の考え方については、恐らく保育所の入所希望児童数から定員数を差し引いて算出されていると思いますが、利用者としては、希望した保育所に入れているかどうかをみていただきたいなと思います。

事務局 希望する保育所に入れているかどうかについては、入れていない方がいる実情もあるようで、その方が近くの別の保育所に入っているという状況はあるようです。

その数は担当課では把握していると思いますが、待機児童の考え方としては、希望しているかどうかはわかりませんが保育所に入ることができるかどうかというところで算出しています。

委員 市内をまわっているなかで、保育所が少ないと思っています。子どもが少ないからかもしれないですし、私が知らないだけかもしれないですが、ここに欲しいという場所にはほぼないと思います。あったとしても民間の小さな保育施設です。私がイメージする保育所は、庭があり、遊具があり、園舎があつて、というのですが、そういった保育所はすごく少ないと感じます。

事務局 保育所の数について正確な数はわかりませんが、他市と比較して認可の保育園が少ないということはなく、待機児童は出ていない状況です。

認定こども園化の法制度が改正されてからも定数を増やしてきているため、園庭をもたないような園が他市と比較して少ない状況かという点、そうではないと思います。

委員のおっしゃる話は、いわゆる隠れ待機児童のことかなと思うのですが、新聞や報道等でもこのような表現がされておりますが、待機児童に関しては、統計を取る際に全国同じ条件で確認しておりますので、ここの待機児童数としては反映されていない形となっております。

市内には、私立の保育所が4園あり、私立の認定こども園が15園あります。公立では、保育園と認定こども園がそれぞれ1園ずつですが、そのほか、2歳児まで預けられる私立の小規模保育という事業所が11か所あり、公立の幼稚園が1園、市立の幼稚園が4園ある状況です。

場所が入り組んでいて分かりにくいかもしれませんが、数としてはあるかなと思います。

委員 わかりました。

事務局 また、こういった場所にあったほうがいいのではないかとご意見等ありましたらお願いします。

委員 外国人の方が増えているという話ですが、家の周りやららぼ一同にも確かに外国人の方が増えているなという印象で、不安に感じる部分もあります。

同じ市内に住んでいるのであれば、文化的交流など、お互いを知りやすいような機会があればいいのではないかと思います。

住民と外国人とが理解しあえるように、市で調整などをお願いしたいと思います。

事務局 外国人との交流事業については、姉妹都市との交流事業などはあまりできていませんが、南部地域では中国籍の方が多くいらっしゃるの、地域にお住まいの方と外国人との文化交流事業をやっています。

市内全域でやっていることは今のところありませんが、今後外国人の方がより増えてくると思いますので、外国人向けの相談窓口の設置が必要なのではないか等、庁内で検討しています。

これからどんどん労働力の面でも、外国人の方が増えていくと思うため、多文化共生の考え方にに基づき、わかりあいながら暮らしていける環境整備の必要性は感じています。

会長 他に何かありますでしょうか。

委員 委員からも結果に対する総括が必要ではないかと意見がありましたが、先ほどの外国の方に関する件についても、「61. 在住外国人と活発に交流できていると思う人の割合」は策定時が61.5%で現状が81.0%ということで、委員のご心配も市民の一人としてあるかもしれないですが、市民全体で見ると一定意識も上がっている、浸透してきているという見方もできるのかなと思います。

委員からあったように、実績値が上がったのであれば上がったなりに広報すれば安心度が増すかと思えますし、反対に下がったものについてはなぜ下がったのかについて各部署で検証していただき、その結果を市民にお知らせいただければと思います。

こういったことは、会議に出ている我々だけで取り組めるもの

ではなく、市民も含めて全員で取り組むべきことではないかなと思います。

委員

資料5の「59. 女性相談の利用者数」は、策定時3,834人から目標5,000人とありますが、これは女性相談の利用者が増えたほうがいいものなのでしょうか。減ったほうがいいのか、どちらなのでしょうか。

もう一点、「65. 市内常住の市内従業者の割合」と「66. 【女性】市内常住の市内従業者の割合」ということで分けていますが、65は女性も含めての割合ということでしょうか。

事務局

女性相談の利用者数ですが、本市では女性専用の相談窓口を設置して事業をしていまして、もちろん何も問題がなく相談数ゼロということがいいとは思いますが、このような相談窓口があるということが周知されれば、生活の中で女性ならではの様々な問題がある中で、色々な相談が来るのではないかということから、5,000人という目標を設定しているのかと思います。

福祉の分野でもそうですが、相談数が増えるといいのかというのは常に議論になるところですが、相談いただくことで少しでも解決に繋がればいいなと考えていまして、行政ならではの難しいところがあります。

産業振興については、内数で分けているのではないかと思います。65が全体で、66は女性に特化しているものです。

会長

各部局と調整の上でこのような数字が上がってきているかと思えます。その他いかがでしょうか。

副会長

さきほど委員からありました内容に補足ですが、よくある例で、いじめの認知件数については、増えたほうがよいということが最近認識されています。

認知件数については、解決数も併せて数値を出すというのが通例となっています。女性相談件数は解決の数字を出すことは難しいかもしれませんが、そういった意味では、目標の5,000件というのもありなのかなと思います。

会長

ありがとうございます。他はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

一同 意見なし。

会長 それでは、色々のご意見をいただきましたが、内容や文言を含めて強い変更のご意見はなかったかと思えます。数値目標につきましては課題があるということでご指摘をいただきましたので、私と事務局に一任いただいて、精査した上で進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

一同 異議なし。

会長 また、次回数値目標の根拠について、策定時の考え方と今回ほどのように考えたのかについて、お示しできればと思っております。

門真市第6次総合計画改訂版の基本計画（案）につきましては、数値目標や文言の微修正はあるかと思えますが、基本的には以上で決定し、10月に実施するパブリックコメント手続きを進めることといたします。

案件3 門真市第6次総合計画改訂版（案）のパブリックコメントの実施について

会長 続きまして、案件3「門真市第6次総合計画改訂版（案）のパブリックコメントの実施について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 本市では、参考資料2「門真市パブリックコメント手続制度要綱」に基づき、総合計画をはじめとする主要な計画などを策定・改訂するときには、あらかじめ案を公表し、市民の意見を募集することとしております。

資料6をご覧ください。

資料6は、意見募集の方法や期間などを示しております。

意見の募集期間につきましては、令和6年10月4日（金）から10月25日（金）までを予定しており、第6次総合計画改訂版の案と概要を示した上で、意見を募集するものでございます。

なお、案につきましては、市ホームページ上で公開するほか、市役所本館の企画課、市役所別館の情報コーナーや、保健福祉センター、南部市民センターなど市内13の各公共施設にて掲示する予定でございます。

説明は以上でございます。

会長 ただいまの説明について、何かご質問・ご意見等があれば挙手願います。

10月4日からということで間もなくの実施となります。よろしいでしょうか。

一同 意見なし。

会長 質疑もないようですので、「門真市第6次総合計画改訂版（案）のパブリックコメントの実施について」は、事務局案のとおりと実施することといたします。

以上で本日の案件がすべて終了いたしました。他に何かございませんか。最後に、事務局から何か連絡事項等はありませんか。

事務局 今後につきまして、11月11日（月）の午後4時から、場所は今回と同じこちらの多目的ホールで、第4回総合計画審議会の開催を予定しております。

案件として、パブリックコメント結果のご報告と門真市第6次総合計画改訂版（案）についての答申を予定しており、今回実施のパブリックコメントによる意見募集結果をふまえ、第6次総合計画改訂版の案の確定を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

また、基本構想や基本計画に関して、委員のみなさまからいただいたご意見については、事務局にて調整の上、会長と調整させていただくほか、文意が変わらない範囲で文言の再確認・微修正を事務局で実施した上で、パブリックコメントの案として提示させていただきたいと考えておりますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

以上でございます。

会長 それではこれを持ちまして、本日の総合計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

<終了>